特定主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に二百五十四万円を加算した額	乗じた額に二百六十六万円を加算した額
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	二百三十一万円	
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百八十八万円を加算した額	
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百五十二万円	
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百九十二万円	
法第二十一条第二項の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十七万円	
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十四万円	
	床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百四万円	
	床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百二十万円	
	床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	二百五十万円	
法第二十二条第一項の認定に係る評価		九十万円	

主要構造部の一部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価	床又ははりについて加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千円を乗じた額に百四十一万円を加算した額	乗じた額に百三十三万円を加算した額
	屋根について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百二十八万円	
	軒裏について加熱開始後通常火災終了時間が経過するまでの間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	通常火災終了時間（単位　分）に二千百円を乗じた額に百四万円を加算した額	
	軒裏について加熱開始後三十分間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百一万円	
	階段について加熱開始後三十分間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百二十八万円	
法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの	六十一万円	
	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの	八十二万円	
	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの	百二万円	
法第二十二条第一項の認定に係る評価		六十九万円	